平成２８年（フ）第２１号
和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2658番地の６
債務者　嶝　　和宏
1　決定年月日時　平成28年６月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
和歌山地方裁判所田辺支部
平成２８年（フ）第３２号
三重県志摩市浜島町浜島2902番地　シルク21　301号
債務者　坂野　愼二
1　決定年月日時　平成28年６月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係
平成２８年（フ）第３４号
島根県出雲市平田町2343番地10
債務者　足立　育子
1　決定年月日時　平成28年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
松江地方裁判所出雲支部
平成２８年（フ）第５９５号
埼玉県志木市柏町１丁目16番６号　柏町ガーデンハイツ　201号
債務者　高橋　　勲
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２８年（フ）第６０１号
埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲192番地
債務者　大塚　一幸
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２８年（フ）第６９２号
埼玉県戸田市下前１丁目10番15―502号　県営下前団地
債務者　相見　和子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２８年（フ）第１１５号
埼玉県熊谷市桜町２丁目２番６号　コーポ吉岡102号室
債務者　浅井真由美
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２８年（フ）第１５５号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居957番地
債務者　野口　浩二
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２８年（フ）第１６９号
愛知県岡崎市下和田町字尾之越24番地　グリーンパーク　Ｂ―102
債務者　平岩佐知子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２８年（フ）第４７８号
さいたま市岩槻区西町３丁目３―33　ホワイトピアハイツＡ―101号　瀬々方、住民票上の住所埼玉県川口市柳崎３丁目17番22号　松田方
債務者　佐野　保博
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２８年（フ）第５２９号
さいたま市見沼区大字南中野43番地１
債務者　八城　　孝
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２８年（フ）第６１５号
埼玉県上尾市西宮下２丁目230番地、旧住所埼玉県上尾市藤波２丁目425番地５
債務者　小川　正典
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２８年（フ）第７３８号
さいたま市大宮区三橋４丁目975番地　レオパレスしばさき204号室
債務者　座間　大祐
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２８年（フ）第２９１号
埼玉県吉川市高富１丁目６番地２　メゾンドモリューＩ―210号
債務者　中山タカ子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２８年（フ）第６８４号
札幌市東区伏古９条２丁目６番10号　西川マンション３号
債務者　佐藤　　忠
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第９１１号
札幌市豊平区月寒東２条１丁目４番９号　第１ＫＹハイツ203号
債務者　小玉　祐太
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第９５１号
北海道千歳市北陽１丁目13番２号
債務者　外川依里佳（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部